

司法試験合格者数をさらに減員することを求める会長声明

2021（令和 3）年 1 月 20 日、本年（令和 2 年）度司法試験の最終合格者数が 1450 人と発表されました。前年度に比べ 52 人が減少したことになります。

政府の法曹養成制度改革推進会議は、2015（平成 27）年 6 月 30 日、法曹人口の在り方について検討結果を取りまとめ、「司法試験合格者数でいえば、（中略）1500 人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」るべきとしており、本年度の最終合格者数はこの目標を下回ることになりました。

前年度における司法試験受験者数は 4466 人、最終合格者数は 1502 人のため、その倍率は 2.97 倍であったのに対し、令和 2 年度司法試験受験者数は 3703 人（前年度比 763 名減）であるため、その倍率は 2.55 倍となります。このように、前年度との対比で受験者数が 17 パーセント余り減少している中で、最終合格者数が減員されたことは、1500 人程度の司法試験合格者輩出という上記目標を優先してきたとの疑惑があった昨年度までとは異なり、現実に即した判断に近づいてきたものと評価できます。

但し、1450 人まで減員されたとはいえ、長年にわたり裁判官及び検察官の採用人數が抑制されている現状では、司法試験合格者の大多数は、弁護士登録を申請することとなります。弁護士人口は、法科大学院修了者が卒業した 15 年前の 2006（平成 18）年 3 月 31 日時点では 2 万 2021 人であったものが、令和 3 年 1 月 1 日時点では 4 万 3238 人となっており、本年度は弁護士増加のペースが下がったとはいえ、未だ増員が続くことに変わりはありません。

これに対して、裁判所の民事事件新受件数は、2009（平成 21）年をピークに現在に至るまで減少傾向は続いている、現時点でこれが増加する見込みは乏しい状況にあります。上記のとおり弁護士人口増加のペースは鈍化したものの、なお急激であるため、法的需要に対する弁護士の供給過多は依然として是正されていません。

当会は、2011（平成 23）年 11 月 29 日開催の臨時総会において、政府に対し、年

間 1000 人程度を目標に司法試験合格者数を段階的に減少させ、その実施状況等を検証しつつ、さらに適正な合格者数を検討することを求める決議を採択しています。現在でも、かかる現状認識に大きな変更はありません。

そこで当会は、引き続き政府に対し、司法試験合格者をさらに減員するよう強く求めます。

2021 年（令和 3 年）1 月 21 日

札幌弁護士会

会長 砂子 章彦